

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の概要

第1章 総則（第1条～第4条）

◆ 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- 1 国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 3 国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

第2章 国家公務員倫理規程（第5条）

- 1 内閣は、第三の倫理原則に基づき、国家公務員倫理規程を政令により制定
 - ① 職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等を規定
 - ② 制定に当たり国家公務員倫理審査会の意見を聴取
- 2 各省各庁の長等は、当該各省各庁等に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令等を定めることができる。
- 3 1の国家公務員倫理規程、2の訓令等の国会への報告義務

第3章 贈与等の報告及び公開（第6条～第9条）

◆ 贈与等の報告

- 1 本省課長補佐級以上の職員の事業者等からの贈与等又は報酬（一回5千円を超えるものに限る。）に関する報告書の提出義務
- 2 1の報告書の2万円を超える部分（国家公務員倫理審査会が認めた非公開事項に該当しない部分に限る。）を公開 ～ 報告書の閲覧による
- 3 指定職以上の職員に係る1の報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付

◆ 株取引等及び所得等の報告

- 1 本省審議官級以上の職員の株取引等に関する報告書の提出義務
- 2 本省審議官級以上の職員の所得等に関する報告書の提出義務
- 3 1及び2の報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付

第4章 国家公務員倫理審査会（第10条～第38条）

- 1 人事院に国家公務員倫理審査会を設置
- 2 国家公務員倫理審査会の所掌事務
 - ① 公務員倫理一般に関する業務
 - ② 報告書の審査等に関する業務
- 3 国家公務員倫理審査会の会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
- 4 国家公務員倫理審査会の業務に従事する者について、国家公務員法よりも重い守秘義務を課すこと

第5章 倫理監督官（第39条）

- 1 各省庁等に倫理監督官を置くこと
- 2 倫理監督官は、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導、助言を行うとともに、国家公務員倫理審査会の指示に従い、職員の倫理の保持のための体制整備を行うこと

第6章 雑則（第41条～第46条）